

新潟県条例第48号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号(以下この条において「移動後別表細目項等」という。)に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号(以下この条において「移動別表細目項等」という。)が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動後別表細目項等に対応する移動別表細目項等が存在しない場合には当該移動後別表細目項等(以下この条において「追加別表細目項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項及び号の表示を除く。)を削り、次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項及び号の表示並びに追加別表細目項等を除く。)を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
7 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)	長岡市、三条市、柏崎市、 <u>小千谷市</u> 、加茂市、十日町市、見附市、燕市、佐渡市及び南魚沼市	7 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)	長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、佐渡市及び南魚沼市
(1)~(25) (略)		(1)~(25) (略)	
8 (略)	(略)	8 (略)	(略)
8の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取の許可(学術研究又は鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止のため鳥類(ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取をしようとする	新 潟市、長岡市、上越市及び佐渡市		

<p>る場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取をする場合を除く。）に係るもの限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p>			
(略)		(略)	
<p>10 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（国定公園及び自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）附則第3項に規定する指定区域（以下この項において「指定区域」という。）に係るもの限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(34) (略)</p>	<p>国定公園に指定された地域又は指定区域である地域を管轄する市町村（三条市、柏崎市、十日町市、<u>糸魚川市</u>、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び関川村を除く。）</p>	<p>10 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（国定公園及び自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）附則第3項に規定する指定区域（以下この項において「指定区域」という。）に係るもの限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(34) (略)</p>	<p>国定公園に指定された地域又は指定区域である地域を管轄する市町村（三条市、柏崎市、十日町市、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び関川村を除く。）</p>
<p>11 自然公園法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（自然公園法施行令（以下この項において「政令」という。）附則第3項に規定する指定区域に係るもの限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(30) (略)</p>	<p>十日町市、<u>糸魚川市</u>、妙高市、胎内市、湯沢町及び関川村</p>	<p>11 自然公園法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（自然公園法施行令（以下この項において「政令」という。）附則第3項に規定する指定区域に係るもの限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(30) (略)</p>	<p>十日町市、妙高市、胎内市、湯沢町及び関川村</p>
(略)		(略)	
<p>14 新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p>	<p>県立自然公園に指定された地域を管轄す</p>	<p>14 新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p>	<p>県立自然公園に指定された地域を管轄す</p>

<p>(1)～(11) (略)</p>	<p>る市町村（三条市、柏崎市、加茂市、十日町市、<u>糸魚川市</u>、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び粟島浦村を除く。）</p>	<p>(1)～(11) (略)</p>	<p>る市町村（三条市、柏崎市、加茂市、十日町市、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び粟島浦村を除く。）</p>
<p>15 新潟県立自然公園条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(21) (略)</p>	<p>三 条 市、柏崎市、加茂市、十日町市、<u>糸魚川市</u>、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び粟島浦村</p>	<p>15 新潟県立自然公園条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(21) (略)</p>	<p>三 条 市、柏崎市、加茂市、十日町市、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び粟島浦村</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>21 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) (略) <u>(9) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成13年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省</u></p>	<p>(略)</p>	<p>21 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) (略)</p>	<p>(略)</p>

<p>・国土交通省・環境省令第1号。 <u>以下この項において「省令」という。</u>第12条第1項の規定による届出の受理</p> <p>(10) <u>省令第12条第2項の規定による通知</u></p> <p>(11) <u>省令第12条第3項の規定による届出の受理</u></p> <p>(12) <u>省令第12条第4項の規定による使用の停止</u></p>	
---	--

(略)

(4) 防災局関係

事 務	市町村
<p>1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>長岡市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、村上市、燕市、<u>糸魚川市</u>、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、聖籠町、弥彦村及び津南町</p>

(略)

(5) 福祉保健部関係

事 務	市町村
(略)	
<p>1の4 社会福祉法(以下この項において「法」という。)及び新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する<u>基準を定める条例(平成24年新潟県条例第61号)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第2項第3号に規定する軽費老人ホームを経</p>	<p>加茂市、<u>見附市</u>及び<u>妙高市</u></p>

--	--

(略)

(4) 防災局関係

事 務	市町村
<p>1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>長岡市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、聖籠町、弥彦村及び津南町</p>

(略)

(5) 福祉保健部関係

事 務	市町村
(略)	
<p>1の4 社会福祉法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第2項第3号に規定する軽費老人ホームを経営する事業に係るものに限る。)</p>	<p>加茂市</p>

営する事業に係るものに限る。 (1)～(10) (略)		(1)～(10) (略)	
(略)		(略)	
1の6 社会福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) (略)	(略)	1の6 社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) (略)	(略)
1の7 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第66号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(18) (略)	三 条 市、加茂市、十日町市、見附市、糸魚川市、妙高市及び佐渡市	1の7 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(18) (略)	三 条 市、加茂市、十日町市、糸魚川市及び佐渡市
(略)		(略)	
2 介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号）及び新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(44) (略)	三 条 市、十日町市、糸魚川市、妙高市及び佐渡市	2 介護保険法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(44) (略)	三 条 市、十日町市、糸魚川市及び佐渡市
(略)		(略)	
5 (略)	(略)	5 (略)	(略)
5の2 クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下この項において「法」という。）及び新潟県クリーニング業法施行条例（平成11年新潟県条例第56号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第5条第1項の規定による開設の届出の受理 (2) 法第5条第2項の規定による営業の届出の受理 (3) 法第5条第3項の規定による変更及び廃止の届出の受理 (4) 法第5条の2の規定による検査	三 条 市		

及び確認 (5) 法第5条の3第2項の規定による地位の承継の届出の受理 (6) 法第9条の規定による業務の停止 (7) 法第10条第1項の規定による立入検査 (8) 法第10条の2の規定による命令 (9) 法第11条の規定による命令 (10) 条例第5条の規定による停止又は再開の届出の受理	
(略)	
8 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第76号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第39条に規定する保育所に係るものに限る。） (1)～(11) (略)	(略)
9 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第40条に規定する児童厚生施設に係るものに限る。） (1)～(11) (略)	(略)
(略)	
14 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (2) 法第5条第2項の規定による認定の更新の申請に係る書類の受理及び県への送付 (3) 法第7条第1項の規定による変更の届出に係る書類の受理及び県への送付 (4) 法第8条第1項の規定による報告に係る書類の受理及び県への送付 (5) 法第8条第2項の規定による報告に係る書類の受理及び県への送付	新潟市
(6) 産業労働観光部関係	
事 務	市町村

(略)	
8 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第39条に規定する保育所に係るものに限る。） (1)～(11) (略)	(略)
9 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第40条に規定する児童厚生施設に係るものに限る。） (1)～(11) (略)	(略)
(略)	
(6) 産業労働観光部関係	
事 務	市町村

(略)	
6 (略)	(略)
6の2 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第37条第2項の規定による変更の届出の受理	三条市及び佐渡市
(略)	
8 工場立地法(昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)~(8) (略)	聖籠町及び刈羽村
8の2 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項の規定による届出の受理	聖籠町及び刈羽村
(略)	

(7) 農林水産部関係

事 務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)~(6) (略)	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、 <u>五泉市</u> 、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯

(略)	
6 (略)	(略)
(略)	
8 工場立地法(昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)~(8) (略)	刈羽村
(略)	

(7) 農林水産部関係

事 務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)~(6) (略)	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、津南町及び刈羽

	沢町、 津南町 及び刈 羽村
(略)	
12 森林法(昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	三条市 及び佐 渡市
(1) 法第50条第1項(法第66条において準用する場合を含む。)の規定による認可	
(2) 法第50条第2項(法第66条において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取	
(3) 法第50条第3項(法第66条において準用する場合を含む。)の規定による通知及び公示	
(4) 法第50条第4項(法第66条において準用する場合を含む。)の規定による証拠の提示及び意見の陳述の機会の付与	
(5) 法第50条第5項(法第66条において準用する場合を含む。)の規定による通知及び掲示	
(6) 法第58条第5項(法第66条において準用する場合を含む。)の規定による承認	
(8) 農地部関係	
事 務	市町村
(略)	
2 農地法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、燕市、 <u>糸魚川市</u> 、五泉市、阿賀野市、弥彦村、出雲崎町、 <u>津南町</u> 、

	村
(略)	
(8) 農地部関係	
事 務	市町村
(略)	
2 農地法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、燕市、五泉市、阿賀野市、弥彦村、出雲崎町、刈羽村及び関川

	刈羽村 及び関 川村
3 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（6）（略）	各市町村
4 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）法第57条の4第1項の規定による農業集落排水施設整備事業の認可 （2）法第57条の8において準用する法第57条の4第1項の規定による事業計画の変更の認可	長岡市
5 土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（9）（略）	（略）
(9) 土木部関係	
事 務	市町村
（略）	
9 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第2条第4項に規定する施行地区の面積が5ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） （1）～（38）（略）	各市（新潟市、長岡市、三条市、 <u>見附市</u> 及び上越市を除く。）
（略）	
9の3 土地区画整理法に基づく事務のうち、9の項各号に掲げるもの（同法第2条第4項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	三条市及び <u>見附市</u>
（略）	
15の2（略）	（略）
15の3 都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に	聖籠町及び弥彦村

	村
3 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（6）（略）	各市町村（ <u>糸魚川市及び湯沢町を除く。</u> ）
4 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（9）（略）	（略）
(9) 土木部関係	
事 務	市町村
（略）	
9 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第2条第4項に規定する施行地区の面積が5ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） （1）～（38）（略）	各市（新潟市、長岡市、三条市及び上越市を除く。）
（略）	
9の3 土地区画整理法に基づく事務のうち、9の項各号に掲げるもの（同法第2条第4項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	三条市
（略）	
15の2（略）	（略）

係るものを除く。)

- (1) 法第6条第1項の規定による緑地保全計画の策定
- (2) 法第6条第5項の規定による意見の聴取
- (3) 法第6条第6項の規定による公表
- (4) 法第7条第1項（法第13条において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置等
- (5) 法第7条第4項（法第13条において準用する場合を含む。）の規定による損失の補償
- (6) 法第7条第5項（法第10条第2項（法第16条において準用する場合を含む。）及び法第13条において準用する場合を含む。）の規定による協議
- (7) 法第7条第6項（法第10条第2項（法第16条において準用する場合を含む。）及び法第13条において準用する場合を含む。）の規定による裁決の申請
- (8) 法第8条第1項の規定による緑地保全地域における行為の届出の受理
- (9) 法第8条第2項の規定による命令
- (10) 法第8条第4項の規定による期間の延長及び通知
- (11) 法第8条第6項の規定による期間の短縮
- (12) 法第8条第7項後段の規定による通知の受理
- (13) 法第8条第8項の規定による協議の要求
- (14) 法第9条第1項（法第15条において準用する場合を含む。）の規定による命令
- (15) 法第9条第2項（法第15条において準用する場合を含む。）の規定による措置の実施及び公告
- (16) 法第10条第1項（法第16条において準用する場合を含む。）の規定による損失の補償
- (17) 法第11条第1項（法第19条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収
- (18) 法第11条第2項（法第19条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査及び調査

(19) 法第14条第1項の規定による特別緑地保全地区における行為の許可			
(20) 法第14条第4項の規定による通知の受理			
(21) 法第14条第5項の規定による行為に着手している旨の届出の受理			
(22) 法第14条第6項の規定による行為をした旨の届出の受理			
(23) 法第14条第7項の規定による助言及び勧告			
(24) 法第14条第8項後段の規定による協議			
(25) 法第17条第1項の規定による土地の買入れ			
(26) 法第17条第2項の規定による決定			
<u>15の4</u> (略)	(略)	<u>15の3</u> (略)	(略)
(略)		(略)	

(新潟県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和46年新潟県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
(事務処理の特例)		(事務処理の特例)	
第140条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。		第140条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事	市町村	事	市町村
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 粉じんに係る次に掲げる事務	長岡市及び上越市		
(1) 第27条第1項及び第3項、第28条第1項、第31条第1項において準用する第19条並びに第31条第2項において準用する第20条第3項の規定による届出の受理			
(2) 第30条第1項の規定による命令			
(3) 第137条第1項の規定による報告の徴収			
(4) 第138条第1項の規定による立入検査			
<u>3</u> (略)	(略)	<u>2</u> (略)	(略)
<u>4</u> (略)	(略)	<u>3</u> (略)	(略)
<u>5</u> (略)	(略)	<u>4</u> (略)	(略)

<u>6</u> (略)	(略)	<u>5</u> (略)	(略)
<u>7</u> (略)	(略)	<u>6</u> (略)	(略)
<u>8</u> (略)	(略)	<u>7</u> (略)	(略)

(新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
(事務処理の特例)		(事務処理の特例)	
第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。		第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事 務	市町村	事 務	市町村
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、 <u>村上</u> 市、糸魚川市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、 <u>聖籠町</u> 、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、糸魚川市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村

(新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第4条 新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年新潟県条例第72号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項を次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
<u>3</u> 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の規定による認定	上越市		
<u>4</u> (略)	(略)	<u>3</u> (略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)並びに新潟県立自然公園条例(昭和43年新潟県条例第28号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。